

給与所得にかかる個人市・県民税の特別徴収の 全県一斉実施について

■ 事業主の皆様へ

秋田県と県内市町村では、従業員の皆様が納める「個人市・県民税」を給与の支払者である事業主が、毎月の給与の支払時に徴収し一括して市町村に納めていただく「特別徴収」を平成26年度課税分から全県一斉に実施しております。

原則、所得税を徴収して納付する義務のある全ての事業主の皆様には、毎年5月に特別徴収税額の決定通知書をお送りしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 特別徴収のメリット

特別徴収は、年4回で納める普通徴収に比べて年12回に分けて給与から徴収されますので、従業員（納税義務者）の皆様の負担感が軽減されます。また、銀行などに出向く手間が省け、納め忘れる心配がありません。税額は市町村が算定しお知らせしますので、所得税のように税額を計算する必要はありません。

(2) 特別徴収の義務

従業員が、前年中に給与の支払いを受け、当該年度の4月1日現在で事業主から給与の支払いを受けている場合は、特別徴収の方法により個人市・県民税を納めていただくことになります。
(地方税法第321条の3)

また、給与の支払時に所得税を徴収して納付する義務がある方（事業主）については、個人市・県民税を特別徴収しなければならないことになります。

(地方税法第321条の4、第321条の5)

(3) 特別徴収の手続き

●1月31日までに「給与支払報告書」（総括表・個人明細書）を、従業員の住所地の市町村へ提出します。

(中途退職者および乙欄対象者等は普通徴収、それ以外の方は特別徴収としてご提出ください。)

●提出した給与支払報告書に基づき市町村が従業員の個人市・県民税の計算を行います。

●その後、5月末までに「特別徴収税額決定通知書」が市町村から事業主あてに送付されます。各従業員（納税義務者）あての通知も同時に送付されますので事業主から従業員に交付していただきます。

●決定通知書に記載された税額を毎月の給与から徴収し、市町村ごとにまとめ翌月10日までに金融機関で納入します。

※退職等により、給与からの特別徴収ができなくなったときは届け出が必要です。

(4) 納期の特例について

給与の支払を受ける者が、常時10人未満の事業所等で市町村長への申請により納期の特例に係る承認を受けた事業主等は、年2回に分けて納入することができます。(納期の特例に係る承認を受けた場合の納期限は、12月10日まで(6月分から11月分)と翌年6月10日まで(12月分から翌年5月分)の年2回(当該日が土日祝日の場合は翌平日)です。)

特別徴収に関するQ&A

Q1 従業員も少なく、専任の事務員もおりません。事業主側の負担が増えるのではないのでしょうか。

A1 個人市・県民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

Q2 パートやアルバイトについても、特別徴収をしなければなりませんか。

A2 原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような従業員は特別徴収する必要はありませんので、普通徴収としてご提出いただくことになります。

- ① 他から支給される給与があり、そちらで個人市・県民税が引かれている。
- ② 給与の毎月支給額が少なく、個人市・県民税を特別徴収しきれない。
- ③ 給与が毎月支給されない。

Q3 特別徴収を行っている年の途中で従業員が退職したり、年の途中で従業員を採用した場合はどうすればいいですか。

A3

●従業員が退職した場合

5月末までに「特別徴収税額決定通知書」と一緒に送付される「市民税・県民税特別徴収のしおり」の中にある異動届出書に必要事項を記入のうえ、市町村税務課へ提出してください。なお、異動に伴い税額に変更が生じることから、この異動届出書に基づいて税額を訂正し納付します。

●従業員を採用した場合

年の途中で就職し、その年度分の個人市・県民税のうち納期未到来分の未納税額がある場合、給与からの特別徴収ができますので、「市民税・県民税特別徴収のしおり」の中にある「市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書」に必要事項を記入のうえ、市町村税務課へ提出してください。月々の税額を計算し事業主等(給与支払者)へお知らせいたします。

◇ お問い合わせ先 ◇

男鹿市役所 〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1

税務課 課税班

TEL: (0185) 24-9134 (直通)

FAX: (0185) 24-4526